

判決年月日	平成 23 年 11 月 24 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 23 年（行ケ）第 10047 号		
○ 発明の名称を「低鉄損一方向性電磁鋼板」とする特許発明についての無効審判請求を不成立とした審決が，新規性の判断に誤りがあるとして取り消された事例			

（関連条文） 特許法 29 条 1 項 3 号

1 原告は，被告が特許権者である特許第 4344264 号（発明の名称「低鉄損一方向性電磁鋼板」，請求項の数 3，本件発明）について，無効審判請求（無効 2010－800045 号）をしたが，特許庁において請求不成立の審決を受けたことから，その取消しを求める本件訴訟を提起した。

本件において判断された争点は，本件発明が，公知文献である「材料 51 巻 7 号（2002 年 7 月）730～735 頁」（甲 1）に記載された甲 1 発明との関係で新規性を有するか（特許法 29 条 1 項 3 号），である。

2 本判決は，審決における甲 1 発明の認定に誤りがあり，これに伴い，審決が認定した相違点は相違点であるとは認められず，その他の構成については一致点とされている（一致点の認定については争われていない。）ので，結局，本件発明は甲 1 発明と同一であると判断し，審決を取り消した。